

令和元年12月6日

福井県自家用電気工作物設置者 各位

福井県PCB含有電気機器調査事務局

福井県PCB含有電気機器の保有に関する調査について（重要・至急）

日頃から、環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有している変圧器、コンデンサ、安定器等は、処理期限が法律で規定され、所有者は、期限内に処理を行う責任があります。

特に、福井県内にある高濃度PCBが含有する変圧器およびコンデンサについては、令和3年度末が処理期限とされ、本年7月5日を以て期限まで1,000日を切りました。

福井県では、平成25年以降、電気事業法に基づく届出事業者を対象に調査を実施しており、今回、既往調査で未回答の事業者様へ本通知を送付しています。

つきましては、本通知を貴社で選任しているまたは選任していた電気主任技術者*にご確認いただくとともに、下記の方法により調査にご回答ください。

※ 電気主任技術者とは

〈電気事業法43条〉

事業用電気工作物設置者が、当該工作物の保安の監督をさせるため、選任しなければならない者

【回答方法】

① 調査票の用意・確認



- 福井県が既往調査において送付した調査票をご用意ください。
- 調査票がない場合、福井県循環社会推進課ホームページからダウンロードしてください。
(ホームページアドレス：<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/pcbpanyutyosa.html>)

② 変圧器、コンデンサ、安定器等の確認・調査結果の記入



- 電気主任技術者等にご確認の上、調査票に調査結果をご記入ください。

③ 調査結果の回答

- 以下のいずれかの方法で、ご回答ください。
 - (ア) FAXによる回答 : 0776-27-4345
 - (イ) 電子メールによる回答 : pcb-fukuiken@aioros.ocn.ne.jp
 - (ウ) 電話による口頭回答 : 0120-147-778

※ 本通知の発送後、当事務局から直接電話連絡する場合があります。

【留意事項】

処分期間を過ぎてPCB廃棄物等をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる場合があります。裏面もご覧いただき、早期の確認・処理をお願いいたします。

〈本調査に係る問い合わせ窓口〉

福井県PCB含有電気機器調査事務局 (委託先：株式会社ゼンリン)

フリーダイヤル：0120-147-778 (受付時間 平日8:30~17:00)

受付期間：令和元年12月6日(金)~令和2年1月17日(金)

《高濃度PCB含有電気機器の保管・使用が判明した場合》

① JESCOへの登録・処理

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)においてのみ処理することができます。なお、JESCOに処理を委託するにあたっては、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。使用中であっても、登録は可能です。

詳しくは、『JESCO登録担当(03-5765-1935)』へお問い合わせください。

② 県への届出

PCB廃棄物を保管している場合は、PCB特別措置法に基づく届出を福井県に行う必要があります。

詳しくは、『事業場の所在地を管轄する健康福祉センター』へお問い合わせください。

【福井県内の健康福祉センター一覧】

管轄区域	問合せ先	住所	電話番号
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課	〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776- 36-1119
あわら市 坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課	〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776- 73-0601
大野市 勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課	〒912-0084 大野市天神町1-1	0779- 66-2076
鯖江市 越前市 池田町 南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課	〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778- 51-0034
敦賀市 美浜町 若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課	〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770- 22-3747
小浜市 若狭町(旧上中町) 高浜町 おおい町	嶺南振興局 若狭健康福祉センター 環境衛生課	〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770- 52-1300

令和元年12月6日

福井県自家用電気工作物設置者 各位

福井県PCB含有電気機器調査事務局

福井県PCB含有電気機器の保有に関する調査について（依頼）

日頃から、環境行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有している変圧器、コンデンサ、安定器等は、次のとおり処理期限が法律で規定されています。

高濃度PCB廃棄物・使用製品の処理期限	
変圧器、コンデンサ	：令和3年度末
安定器等	：令和4年度末

福井県では、電気事業法に基づく届出事業者を対象に、PCB含有電気機器の保有状況の把握、期限内の確実な処理を目的とした調査を進めております。

つきましては、本通知および調査票を貴社で選任しているまたは選任していた電気主任技術者にご確認いただくとともに、下記の方法により調査にご回答ください。

記

1 同封書類

- ① 調査票（「調査 No.」および「調査物件所在地」は封筒の宛名ラベルに記載）
- ② 調査票記載例

2 回答方法

○ 以下のいずれかの方法で、令和元年12月27日（金）までに、ご回答ください。

- | | |
|-----------|--|
| (ア) 郵送 | ： 同封の返信用封筒により事務局あて返送 |
| (イ) FAX | ： 0776-27-4345へFAXで送信 |
| (ウ) 電子メール | ： pcb-fukuiken@aioros.ocn.ne.jp へメールで送信 |

※ 本通知の発送後、当事務局から直接電話連絡する場合があります。

【留意事項】

処分期間を過ぎてPCB廃棄物等をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となることがあります。早期の確認・処理をお願いいたします。

《本調査に係る問い合わせ窓口》

福井県PCB含有電気機器調査事務局（委託先：株式会社ゼンリン）
フリーダイヤル：0120-147-778（受付時間 平日8:30~17:00）
受付期間：令和元年12月6日（金）～令和2年1月17日（金）

